

門川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

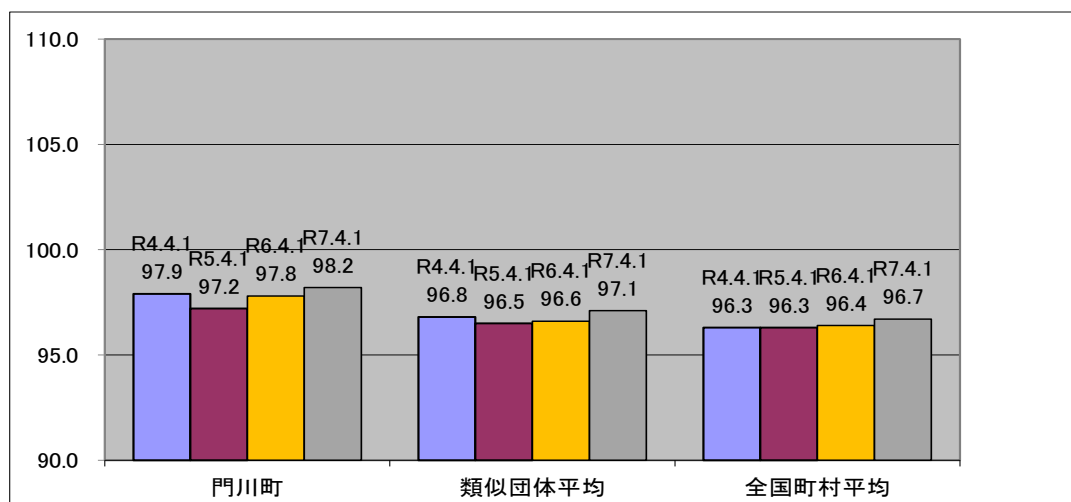
区分	住民基本台帳人口 (R7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R5年度の人件費率
R6年度	人 16,993	千円 10,614,495	千円 263,766	千円 1,367,035	% 12.9	% 12.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				計 B	(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
R6年度	人 147	千円 501,675	千円 65,978	千円 206,544	千円 774,197	千円 5,267	千円 5,933	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ R7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

中堅・若年者層の職員にかかる給料引上げによるもの(人事院勧告に伴う給与改定)。

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会未設置のため未記入

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
R6年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
R6年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上昇を実施。(国の7級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

該当なし

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、住居手当(再任用職員への手当拡大)及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(6)特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（R7年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
門川町	39.8歳	312,200円	351,744円	332,420円
宮崎県	42.2歳	320,500円	388,111円	344,893円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	42.0歳	320,262円	377,211円	354,841円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国比較ベース)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
門川町	*歳	5人未満	*円	*円	*円	—	—	—	—
うち調理員	*歳	5人未満	*円	*円	*円	調理士	48.8歳	210,900円	*
宮崎県	-歳	-人	-円	-円	-円	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	-円	337,907円	—	—	—	—
類似団体	51.1歳	6人	296,272円	323,047円	312,770円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
門川町	—	—	—
うち調理員	*円	2,810,100円	*

※対象となる職員が1名の場合は個人が特定されるため、個人情報保護の観点からアスタリスク(*)としている。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和4～令和6年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない
※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、R7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（R7年4月1日現在）

区分		門川町	宮崎県	国
一般行政職	大学卒	220,000円	220,000円	220,000円
	高校卒	188,000円	188,000円	188,000円
技能労務職	高校卒	188,000円	—	—
	中学卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（R7年4月1日現在）

区 分		経験年数10～15年未満	経験年数20～25年未満	経験年数25～30年未満	経験年数30～35年未満
一般行政職	大学卒	287,320円	370,706円	388,783円	407,575円
	高校卒	260,850円	328,075円	* 円	394,967円
技能労務職	高校卒	—	—	—	* 円
	中学卒	—	—	—	—

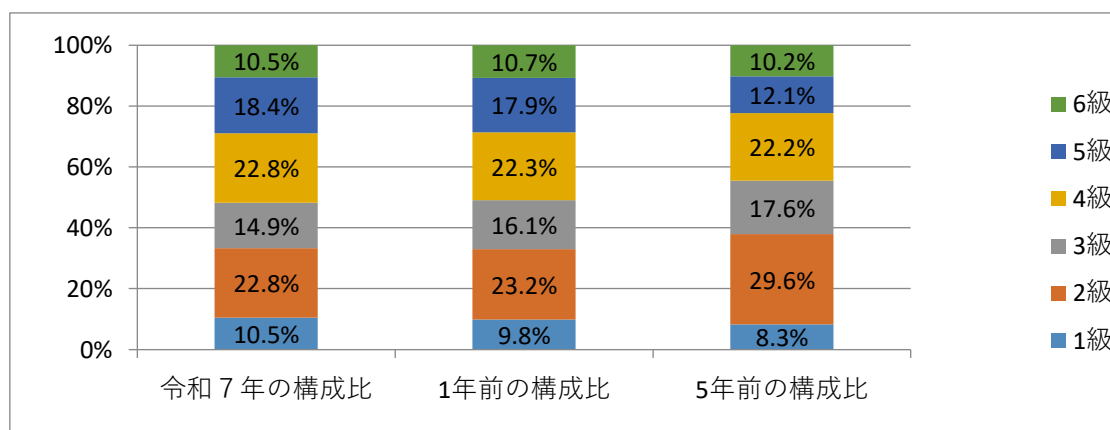
※対象となる職員が1名の場合は個人が特定されるため、個人情報保護の観点からアスタリスク(*)としている。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（R7年4月1日現在）

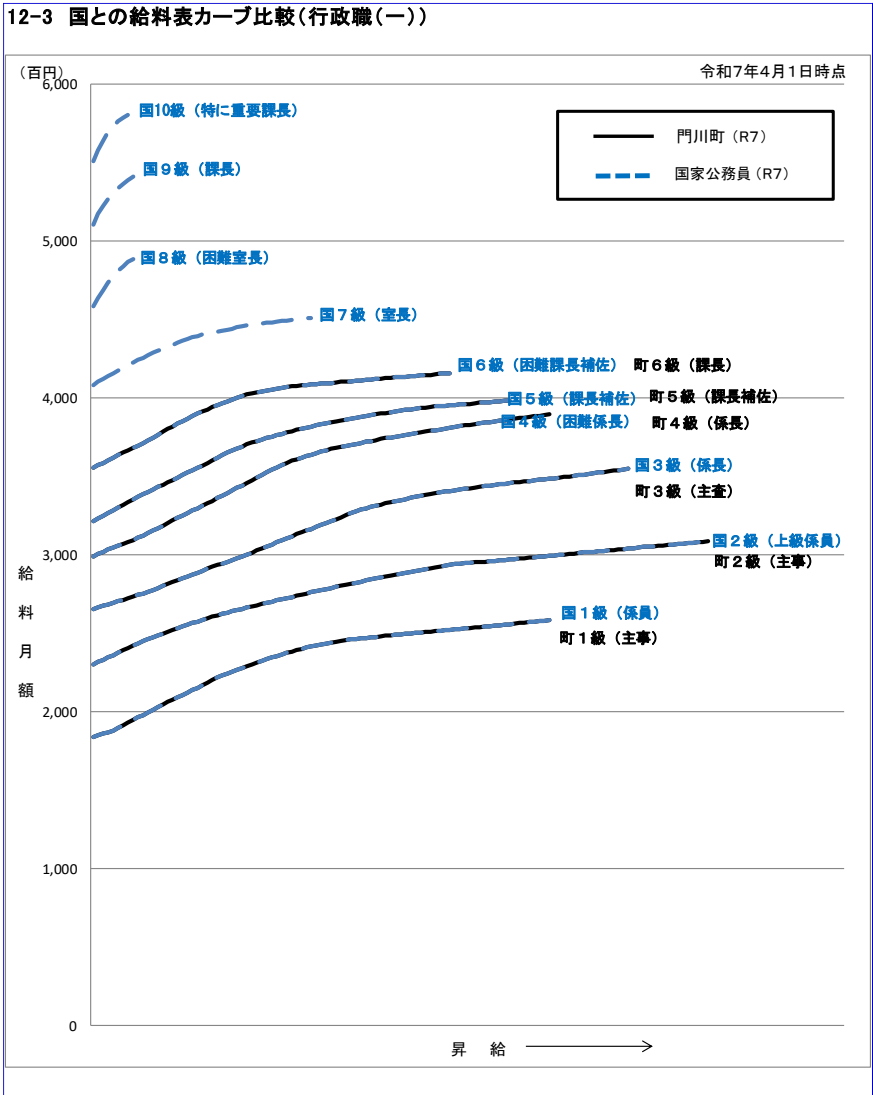
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師の職務	12人	10.5%	183,500円	258,100円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務	26人	22.8%	230,000円	308,500円
3級	主査の職務	17人	14.9%	265,300円	354,700円
4級	1 主幹の職務 2 係長の職務 3 困難な業務を行う主査の職務	26人	22.8%	298,800円	389,300円
5級	1 参事の職務 2 所長の職務 3 課長補佐の職務 4 困難な業務を行う主幹の職務	21人	18.4%	321,300円	398,200円
6級	課長の職務	12人	10.5%	355,200円	415,700円

- (注) 1 門川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（R7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（門川町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

門川町	宮崎県	国
1人当たり平均支給額(R6年度) 1,457千円	1人当たり平均支給額(R6年度) 1,656千円	—
(R6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(R6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(R6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（門川町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（R7年4月1日現在）

門川町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分
調整率 83.7/100	調整率 83.7/100
その他の加算措置 (定年前早期退職者特例措置 2～21%加算)	その他の加算措置 (定年前早期退職者特例措置 2～45%加算)
1人当たり 平均支給額 自己都合 13,495千円 応募認定・定年 21,074千円	—

※対象となる職員が1名の場合は個人が特定されるため、個人情報保護の観点からアスタリスク(*)としている。

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、R6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (R7年4月1日現在) ※支給実績なし

支給実績 (R6年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (R6年度決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
	%	人	%
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

(4) 特殊勤務手当 (R7年4月1日現在)

支給実績 (R6年度決算)		21,500円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (R6年度決算)		5,375円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R6年度)		2.6%		
手当の種類 (手当数)		4種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R5年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務事務等従事職員の特殊勤務手当	税務事務等に従事する職員	納税義務者等を訪問して行う町税等の差押え及び財産の引上げ等の強制執行の業務	21,500円	日額500円
伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当	伝染病防疫に従事する職員	伝染病患者や疑いのある患者の救護、伝染病菌を有する又は疑いのある家畜について行う防疫作業	－円	日額500円
行旅死亡人の取扱いに従事した職員の特殊勤務手当	死亡人に接する業務に従事する職員	死亡人の移送、埋火葬等、死亡人に接する業務	－円	死体処理1件につき3,000円
用地買収、家屋移転等の交渉業務に従事する職員の特殊勤務手当	用地買収、家屋移転等の交渉業務に従事する職員	用地買収、家屋移転等の交渉業務	－円	日額200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (R6年度決算)	26,464千円
職員1人当たり平均支給年額 (R6年度決算)	170千円
支給実績 (R5年度決算)	23,389千円
職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)	153千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (R6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む

(6) 寒冷地手当 (R7年4月1日現在) ※支給実績なし

支給実績 (R6年度決算)		千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (R6年度決算)		円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額 (月額)
		円

国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由	
------------------------------------	--

(7) その他の手当 (R7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (R6年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ・職務の級別等により定額	同		7,650 千円	510,000 円
扶養手当	扶養親族がある職員に支給 ・配偶者 3,000 円 ・父母等 6,500 円 ・子 11,500 円 満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの 1 人につき 5,000 円加算。	同		15,691 千円	275,285 円
住居手当	住宅を借り受け、又は所有している職員に支給 ・借家 (最高) 28,000 円	同		10,838 千円	270,945 円
通勤手当	通勤距離が片道 2km 以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤している職員に支給 ・交通機関等利用者運賃等総額を期間で除した金額 (但、月額最高 150,000 円)	同		4,156 千円	50,688 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給対象職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日等及び平日深夜 (午後 10 時から午前 5 時まで、週休日等に含まれる時間を除く。) に勤務した場合に支給 ・週休日等勤務 1 回につき) 課長及び局長 : 7,000 円 参事及び保育所長 : 6,000 円 6 時間を超える勤務は 課長及び局長 : 10,500 円 参事及び保育所長 : 9,000 円 ・平日深夜 (1 回につき) 課長及び局長 : 3,500 円 参事及び保育所長 : 3,000 円	同		282 千円	31,333 円

5 特別職の報酬等の状況（R7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	734,000円 (- 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 880,000円 / 492,000円	
	副 町 長	591,000円 (- 円)	710,000円 / 468,000円	
報 酬	議 長	298,000円 (- 円)	420,000円 / 280,000円	
	副 議 長	228,000円 (- 円)	360,000円 / 227,000円	
	議 員	208,000円 (- 円)	345,000円 / 192,000円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(R6年度支給割合) 3.45月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(R6年度支給割合) 3.45月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 734,000円×在職月数×41.7/100	(1期の手当額) 14,691,744円	(支給時期) 任期毎
	副 町 長	591,000円×在職月数×24.8/100	7,035,264円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

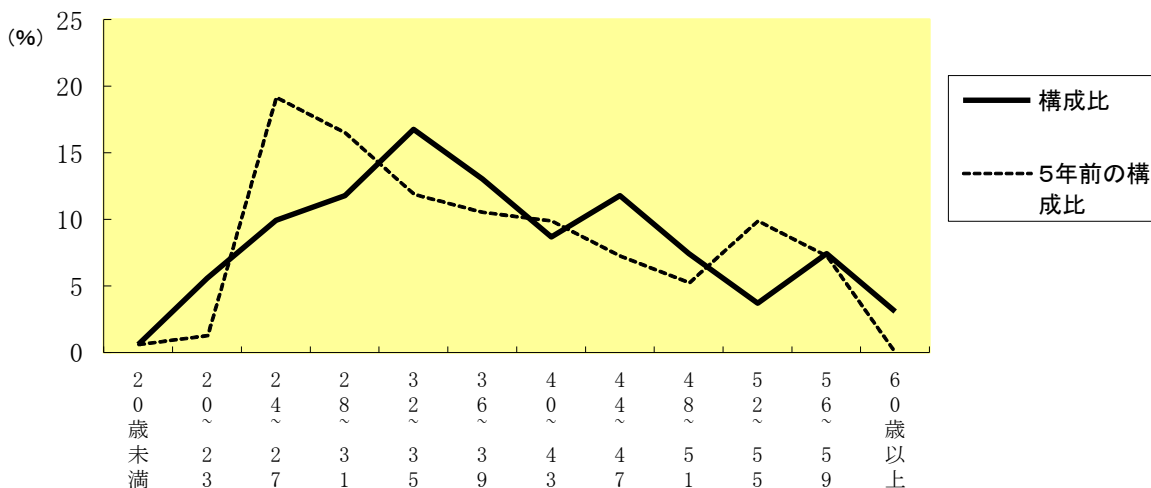
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年数 増減	主な増減理由
			令和6年	令和7年		
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	2	3	1	(議会) 暫定再任用職員の勤務時間を短時間勤務からフルタイムに変更(1) (民生) 子ども子育て支援関連(1) (教育) 国スポ2027開催に伴う業務の増(1) <参考> 人口1万当たり職員数 77.09人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 75.72人)
		総務	42	42	0	
		税務	10	10	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	13	13	0	
		商工	3	3	0	
		土木	8	8	0	
民生	34	35	1			
衛生	17	17	0			
	計	129	131	2	<参考> 人口1万当たり職員数 77.09人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 75.72人)	
	教育部門	15	16	1		
	消防部門					
	小計	144	147	3	<参考> 人口1万当たり職員数 86.51人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 93.72人)	
公会 営計 企業 部門 等	水道 その他		5	5	0	高齢者福祉と介護を一体的に行うための機構改革に伴う減(△1)
			10	9	△1	
	小計	15	14	△1		
合計			159	161	2	<参考> 人口1万当たり職員数 94.74人
			[172]	[172]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (R7年4月1日現在)



2 []内は、条例定数の合計である。

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	9人	16人	19人	27人	21人	14人	19人	12人	6人	12人	5人	161人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	119	119	120	125	129	131	12(10.1%)
教育	15	15	15	15	15	16	1(6.7%)
消防							(-%)
普通会計計	134	134	135	140	144	147	13(9.7%)
公営企業等会計計	17	16	16	15	15	14	△3(△17.6%)
総合計	151	150	151	155	159	161	10(6.6%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。
 3 総合計の()内の数値は、教育長を除いた職員数。ただし、平成27年度より教育長を除いた職員数のみを示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R5年度の総費用に占 める職員給与費比率
R6年度	千円 278,016	千円 56,332	千円 43,695	% 15.7	% 13.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R6年度	人 5	千円 20,244	千円 3,369	千円 8,294	千円 31,907	千円 6,381	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員は含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（R7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
門川町	39.6歳	337,700円	507,823円
団体平均	45.8歳	345,838円	524,813円
事業者	—歳	—円	—円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

門川町	団体平均等（政令指定都市を除く市町村）
1人当たり平均支給額（R6年度） 1,501千円	1人当たり平均支給額（R6年度） 1,593千円
(R6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	—

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（R7年4月1日現在） ※支給実績なし

門 川 町			団体平均等（政令指定都市を除く市町村）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（定年前早期退職者特例措置 2～21%加算）			（退職時特別昇給 ）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
— 千円			7,848 千円		

※対象となる職員が1名の場合は個人が特定されるため、個人情報保護の観点からアスタリスク(*)としている。

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、R6年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（R7年4月1日現在） ※支給実績なし

支給実績（R6年度決算）			千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）			円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）	
	%	人	%	

エ 特殊勤務手当（R7年4月1日現在） ※支給実績なし

支給実績（R6年度決算）			千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）			円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（R6年度）			%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
			千円	円

オ 時間外勤務手当

支給実績（R6年度決算）	1,684千円
職員1人当たり平均支給年額(R6年度決算)	337千円
支給実績（R5年度）	1,127千円
職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	282千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（R7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R6年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ・職務の級別等により定額	同		540 千円	540,000 円
扶養手当	扶養親族がある職員に支給 ・配偶者 3,000 円 ・父母等 6,500 円 ・子 11,500 円 満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの 1 人につき 5,000 円加算。	同		678 千円	339,000 円
住居手当	住宅を借り受け、又は所有している職員に支給 ・借家（最高）28,000 円	同		330 千円	330,000 円
通勤手当	通勤距離が片道 2km 以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤している職員に支給 ・交通機関等利用者運賃等総額を期間で除した金額（但、月額最高 150,000 円）	同		124 千円	41,600 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給対象職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日等及び平日深夜（午後 10 時から午前 5 時まで、週休日等に含まれる時間を除く。）に勤務した場合に支給 ・週休日等勤務 1 回につき） 課長及び局長：7,000 円 参事及び保育所長：6,000 円 6 時間を超える勤務は 課長及び局長：10,500 円 参事及び保育所長：9,000 円 ・平日深夜（1 回につき） 課長及び局長：3,500 円 参事及び保育所長：3,000 円	同		0 千円	0 円